

令和6年度西都市立妻中学校部活動方針

1 部活動のねらい

- (1) 部活動を通して個性を伸ばし、生涯にわたって運動や文化活動に親しむ習慣を養う。
- (2) 自己の役割を果たし互いに協力しあうことにより、望ましい人間関係を醸成し、協調性や責任感などの社会性を養う。
- (3) 本校の教育目標や教育方針にそった指導・活動を貫き、学習との両立を重視して、計画的・合理的な活動をめざす。
- (4) 学校の管理下において計画・実施する教育活動として、全職員による組織的な運営と指導を行う。
- (5) 自分自身の能力に挑戦する意欲や、前向きに取り組もうとする積極性、最後までがんばり抜く強い精神力など、心身ともに健全な中学生の育成をめざす。

2 活動の決まり

(1) 入部について

- ① 入部については、保護者の同意を得た後、入部届を提出する。
- ② 部活動は、3年間継続することが望ましい。
- ③ 入部にあたっては、本校の決まりを守ることを誓約する。
- ④ 1年生の入部届提出については、別途、期間を設ける。2、3年生については、年度当初に継続届を提出する。
- ⑤ 継続届はまず学級担任に提出し、押印をしてもらったのちに部顧問に提出する。
- ⑥ 入部届は学級担任に提出し、押印をしたのちに学級担任が各部ごとに封筒に入れる。保体科が名簿を作成したのちに顧問へ渡す。
※2、3年生の名簿は顧問が新しい学級を入力してください。

(2) 活動について

- ① 活動にあたっては、各部で長期的な計画を立案し、計画にそった活動をする。
- ② 活動には可能な限り顧問がつき、生徒だけの活動にならないようにする。やむを得ず出張等により顧問が不在のときは、顧問が安全面に配慮した活動ができるように指示を出し、同じ場所で活動する部の顧問や他の職員の協力により活動する。
- ③ 部活動を活性化するために、各部キャプテンによるキャプテン会を設置する。

(3) 活動時間について

- ① 平日の活動時間
・年間を通じて下校時刻を統一する。(16時10分～17時30分 下校完了:17時45分)
- ② 土曜日及び日曜日・祝日・長期休業中の活動時間
8時00分～17時00分の間を原則とし、大会や練習試合等の他は3時間程度とする。
- ③ 休養日の設定について
・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のいずれか1日は休養日とする。ただし土・日の2日にわたり大会が実施される場合、他の日に振り替える。
・「家庭の日」(第3日曜日)は、大会等特別な場合を除き、休養日とする。なお、3連休以上の中日に「家庭の日」が入る時は、その連休の中で振り替えることができる。
※ここでの大会とは県大会以上の上位大会に繋がる大会を指す。
・生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ④ その他
・朝・昼休みの活動は禁止する。
・顧問は、翌月までの部活動実施計画(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)を作成し、所属の生徒・保護者に配付する。
・定期テスト前は、5日前から活動を停止する。定期テスト前部活動停止期間中に開催される大会・公式試合への参加については、保護者からの承諾が得られた場合のみ、学校長の判断で参加を認める。(※大会参加に向けた練習も同様)その場合、顧問は事前に職員会で報告をする。尚、大会については、上位大会(九州大会等)につながる大会のみ参加できることとする。

(4) 活動の決まりについて

- ① 活動時の服装については、各部で統一したジャージ・ユニフォーム・練習着または、学校指定の体育着・ジャージを着用する。
- ② 休日の部活動や校外での部活動で自転車を利用する場合にも、ヘルメットを着用し、交通ルールを厳守する。

(5) 退部について

諸事情により退部する場合には、退部届を顧問→学級担任→教頭→部活動担当の順に了解を得（印鑑をもらう）、最終的に部活動担当に提出する。

3 創部・休部・廃部について

- (1) 新しい部の発足は原則として行わない。ただし、どうしても新設の必要がある場合には、長期的な展望に立って職員会で慎重に審議して決定する。
- (2) 休部・廃部については、「休部・廃部に関する規定」に基づいて、対象となった部活動の整理を進める。

4 対外試合・コンクールへの参加について

- (1) 大会や練習試合等の活動で、校外の施設で活動する場合（宿泊を伴わない場合）は、顧問が校外活動計画書を教頭→校長に提出する。なお、各部で保護者から承諾を得る。
- (2) 宿泊を伴う合宿・大会・その他活動を実施する場合には、顧問が遠征計画書を教頭→校長に提出する。なお、各部で保護者から承諾を得る。
- (3) 事故やケガが発生した場合には、顧問は速やかに校長・教頭・養護教諭に報告する。
- (4) 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

5 外部指導者との連携について

(1) 外部指導者の必要性

外部指導者の導入にあたっては、指導者としてふさわしい条件を備えた人物であると認められ、大会においてベンチ入りすることが生徒にとって有益であると学校長が判断した場合に限り、中学校体育連盟で承認している。

(2) 導入までの手順

- ① 部顧問決定後、外部指導者の必要性について顧問と確認する。
- ② 外部指導者としてふさわしい人物を選考する。
- ③ 学校長と外部指導者との面談を行い、承認する。
- ④ 学校長より、外部指導者としての委嘱をする。
- ⑤ 西都児湯地区中学校体育連盟に外部指導者の申請をする。（4月下旬・評議員会）

6 今年度努力事項（指導の重点項目）について

< 具体的共通指導事項 >

- (1) 日常生活（学校・家庭）と結びつけた指導の徹底
- (2) 自分から進んで、誰にでもさわやかなあいさつと大きな声での返事
- (3) 時間（下校時刻等）・ルール（社会のルール・学校のルール・部のルール等）・マナーの遵守

7 顧問について (部活動)

部活動名	顧問名	外部指導者	部活動名	顧問名	外部指導者
女子バレーボール	中武 (長友真)	瀬藤 (部活動指導員)	サッカー	藤原 (井上教頭)	佐藤 (部活動指導員)
軟式野球	今藏屋 (黒木森) (芳野)		バドミントン	長友愛 (佐田)	長谷川・池上
男子ソフトテニス	右田 (堀尾・ 長友譲)		陸上・(駅伝)	赤木 (緒方・ 黒木千)	河野
女子ソフトテニス	西岡 (石井)		吹奏楽	大河内 (門松教頭)	
卓球男子	廣池 (高平・ 田中)		美術	多賀谷 (田代・ 井上教頭)	
卓球女子			男子バスケット ボール	島埜内 (門松教頭)	横山
弓道男女	眞方 (黒木千)	井上 (部活動指導員)	女子バスケット ボール	長友綾 (川野)	久保

(校外クラブ)

校外クラブ名	顧問名	外部指導者	校外クラブ名	顧問名	外部指導者
水泳	太田		柔道	日高	中武・中村
空手道	黒木森	関谷	男子バレー	小玉	緒方
ロボコン	堀尾				

8 その他

- (1) 部活動生に問題行動が発生した場合、次の手順で対応する。
- ① 該当学年・学級担任が事実確認をする。
 - ② 学年主任が管理職・生徒指導主事・部活動担当に報告する。
 - ③ 規定に基づいて対応を検討し、決定する。(管理職、生徒指導主事、部活動担当、部顧問)
 - ④ 学級担任及び部顧問が、決定内容の報告(本人・家庭)と今後の指導を行う。